

○飯塚市研究開発室使用料等助成要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第123号

改正 H23-68、H26-98、H27-89

(目的)

第1条 この告示は、独創的な技術等をもって新しい事業展開を図ろうとする者に研究開発施設の使用料等を助成することにより、良好な研究開発環境を提供し、もって本市における新産業の創出及び技術開発力の高度化を推進し、地域産業の振興を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、すでに当該助成事業を受けた企業(会社組織の変更等を行った企業で、すでに当助成を受けたことのある企業も含む。)は除くものとする。

- (1) 独創的な技術をもって起業する者
- (2) 新技術、新製品の開発又は新分野への進出に取り組む法人格を有する研究開発型の企業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものに該当する者は、助成の対象としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する
- (H23-68全改、H26-98追加、H27-89一改)

(助成の対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げる施設のいずれかに係る使用料(共益費及び駐車料等は除く。)又は敷金とする。

- (1) 福岡県立飯塚研究開発センター研究開発室
- (2) 株式会社福岡ソフトウェアセンター実践指導室
- (3) その他市長が適当と認める施設

(助成の期間)

第4条 助成期間は、助成を決定した日から2年以内とする。

(H26-98一改)

(助成の額)

第5条 市長は、次の各号に定める額を、予算の範囲内で助成する。

(1) 使用料 1当たり50,000円を限度として使用料の2分の1以内(共益費を含む使用料の1㎡当たりの単価が2,000円に満たない場合は、助成しない。)

(2) 敷金 500,000円を限度として敷金の2分の1以内

(H23-68一改、H26-98全改)

(敷金に係る助成の返還)

第6条 前条第2項の規定により敷金の助成を受けた者は、第4条に定める助成期間内にその施設を退去したときは、退去の際に返還を受けた敷金を、当該敷金に係る助成を受けた額を限度に市長に返還しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、助成金の返還に必要な事項は別に定める。

(H26-98一改)

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする者は、飯塚市研究開発室使用料等助成申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(H23-68一改)

2 市長は、前項のほか、必要に応じて、所要の資料の提出を求めることができる。

(H26-98一改)

(助成の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、関係書類等により審査を行ない、助成を決定したときは、飯塚市研究開発室使用料等助成決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(H23-68、H26-98一改)

(助成決定の取り消し)

第9条 市長は、助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、助成期間内であっても助成決定を取り消すことができる。

(1) 事業内容が研究開発事業とかい離するとき。

(2) 告示の趣旨から逸脱したとき。

(H26-98一改)

(受給者の報告義務)

第10条 市長は、受給者に対して研究開発の進捗状況等報告を求めることができる。

(H26-98一改)

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

(H23-68追加)

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成23年3月22日 告示第68号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日 告示第98号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年3月24日 告示第89号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の告示の規定に基づいて決定されている助成で、現に効力を有するものは、改正後の告示の規定にかかわらず、その有効期間内に限り、なおその効力を有する。

様式第1号

年 月 日

(あて先)飯 塚 市 長

住 所

氏名又は名称及び

法人にあつては

その代表者の氏名

印

飯塚市研究開発室使用料等助成申請書

飯塚市研究開発室使用料等助成要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり助成を申請します。

記

1. 入 居 施 設

2. 入 居 年 月 日 年 月 日

3. 月 額 使 用 料 円/月

4. 助成を受けようとする額

5. 助成を受けようとする期間 年 月 日 ~ 年 月 日

6. 入 居 の 目 的

7. 研 究 開 発 の 内 容

様式第2号

(H23-68一改)

第 号
年 月 日

様

飯塚市長

飯塚市研究開発室使用料等助成決定通知書

年 月 日付助成申請のあった件について、飯塚市研究開発室使用料等助成要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり助成することに決定したので通知します。

記

1. 助成決定の額 金 円
2. 助成期間 年 月 日～ 年 月 日

飯塚市研究開発室使用料等助成報告書(平成 年 月～ 月)

企業名

代表者名

印

研究開発の進捗状況	
入居施設の利用状況	
今後の課題	